# J A M 政策NEWS

2011年10月12日第2012-005号

【発 行】J A M

【発行責任者】宮 本 礼 一

【編 集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL: seisaku.seiji@jam-union.jp

### 雇用調整助成金

## 円高の影響を受けた事業主に対する特例を設定

昨今の急激な円高により、厚生労働省は円高の影響を受けた事業主に対して雇用調整助成金の特例 を次のように設けました。

#### 【現行の生産量等要件】

経済上の理由により、<u>最近3ヵ月</u>の生産量、売上高等がその直前の3ヵ月または前年同期と比べ、原則として5%以上減少していること。



#### 【円高の影響を受けた

事業主に対する特例】

円高の影響を受けた事業主で、

- ・**最近1ヵ月**の生産量、売上高等がその直前の1ヵ月または前年同期と比べ、原則として5%以上減少していること。
- ・最近1ヵ月の生産量等がその直前の1ヵ月または前年同期と比べ原則として5%以上減少する**見込み**である事業所も対象。(支給決定の際に実際に減少していなかった場合は、支給対象外となる。)

雇用調整助成金を利用する対象期間の初日が 2011 年 10 月 7 日以降であること。

#### 円高の影響とは?

- ・円高の影響による輸出量の減少、輸出関係の受注の減少
- ・円高の影響により取引先が海外への発注に移行したことや、経費削減したことによる受注の減少
- ・円高の影響による外国人観光客の減少 等を想定しています。

具体的には、雇用調整助成金等の計画届提出の際「事業活動の状況に関する申出書」に、円高の影響について記述が必要です。

また、「円高の影響による内需の冷え込みのため生産量が減少」等、円高の影響が明確に説明できないものについては対象になりません。